

茨城県報

号外第89号

昭和60年7月2日

火曜日

目次

告 示

●道路の区域変更(道路維持課).....	1	ページ
●道路の供用開始(").....	1	
●都市計画下水道の変更(都市計画課).....	2	
●都市計画公園の変更(").....	3	
●都市計画土地区画整理事業の決定(").....	3	
●都市計画道路の変更(").....	4	

正 誤

●昭和59年8月30日付け茨城県報第7275号中.....	4
-------------------------------	---

告 示

茨城県告示第996号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和60年7月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和60年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 123号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡御前山村大字野田 1842番2地先から 同郡 同村 同大字 字宮ノ前1608番地1まで	旧	最大 <small>メートル</small> 12.60	<small>メートル</small> 441.00	
		最小 5.00		
同郡 同村 同大字 1842番2地先から 同郡 同村 同大字 字宮ノ前1608番地1まで	新	最大 12.60	441.00	
		最小 5.00		
同郡 同村 同大字 字樋越1818番地から 同郡 同村 同大字 字宮ノ前1521番地まで		最大 35.00	287.00	
		最小 12.60		

茨城県告示第997号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和60年7月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和60年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名 県道土浦岩井線

2 供用開始の区間

筑波郡豊里町大字上郷字山下5704—1番地から

水海道市上蛇町1830番地まで

3 供用開始の期日 昭和60年7月2日

茨城県告示第998号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により土浦・阿見及び石岡都市計画下水道を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和60年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の変更に係る土地の区域

追加する部分

土浦市有明町、川口二丁目、港町1丁目の各一部

大字中村西根字長峰、字細野、字砂久保の各一部

大字中村西根中入会地字長峰の一部

削除する部分

土浦市菅谷町字後、字土手の内、字桃山、字鶴沼、字後砂、字辰巳の砂、字上之山、字上新田、字一貫砂の各一部

白鳥町字火浄、字下の山、字八町分、字東裏、字一貫砂、字タダラ田、字向染、字清水田、字南辺、字握尻の各一部

大字中貫字北林、字原畑の各一部

大字小山崎字下原、字愛宕前の全部及び字中原、字十三塚、字道知台、字上道知、字道知前の各一部

大字今泉字原、字原出口、字原田、字八幡谷、字砂久保、字西原、字八幡、字豊台の各一部

田村町字屋敷前の全部及び字申橋、字清水、字三夜原、字一杯清水の各一部

手野町字南戌開、字北戌開、字清水脇の全部及び字向原、字真木の前、字戌開、字真木

の内, 字谷津, 字新堀の各一部

沖宿町字寿行地の一部

阿見町大字島津字大久保, 字若宮, 字池田下, 字ムクラ内, 字稻荷下, 字稻荷峰, 字道心台, 字釜田, 字小作, 字境, 字谷下, 字中万坊, 字寺田, 字長田の各一部及び大畔の全部

大字掛馬字神田, 字池ノ下, 字向山, 字徳行地, 字遠野原, 字中島の各一部及び字清水下, 字細町, 字反町, 字中道, 字宮脇の各全部

大字吉原字大砂, 字三ツ境, 字茱萸ヶ作, 字鎌田, 字七兵工林, 字馬乗馬場, 字砂向, 字水堀の各全部

大字小池字谷ノ沢, 字二本松, 字中峰, 字御城, 字井戸坂の各全部

大字福田字原谷ツ, 字石塚, 字内野の各全部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第999号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により笠間都市計画公園を変更したので, 同法第20条第1項の規定により告示し, 同条第2項の規定により, 当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和60年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の変更に係る土地の区域

笠間市大字笠間字物見峠, 字堂ノ越, 字中ノ林, 字舞台, 字馬廻り, 字立石及び字逆川の各一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第1000号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により研究学園都市計画土地区画整理事業(宿西土地区画整理事業)を決定したので, 同法第20条第1項の規定により告示し, 同条第2項の規定により, 当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和60年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第1001号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により研究学園都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和60年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の変更に係る土地の区域

3・4・15 宿西中央通り線

大穂町大字大曾根字宿西、字タテタンの各一部

3・4・16 原山・北原線

大穂町大字大曾根字タテタンの一部

大穂町大字蓮沼字北原、字東田の各一部

大穂町立原の一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

正 誤

●昭和59年8月30日付け茨城県報第7275号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
5	下から2	鹿島郡神栖町大字木滝 字国神	鹿島郡鹿島町大字木滝 字国神

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ)(金 2,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所